

老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

老健局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 申請手続の特例(包括承認事項)

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の老人福祉施設等の補助施設等(※)の財産処分(無償譲渡及び無償貸付に限る。)であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。
- (2) 社会福祉法人が行う老人福祉施設等の補助施設等の財産処分(無償譲渡及び無償貸付に限る。)であって、譲渡又は貸付先が他の社会福祉法人又は地方公共団体で同一事業を継続するもの。
- (3) 経過年数が10年以上の老人福祉施設等の補助施設等の転用について、地方公共団体以外の者が行う場合(承認基準別表に掲げる事業への転用に限り。)
- (4) 社会福祉法人が行う補助財産取得後の抵当権の設定であって、厚生労働省承認基準第3の3(2)の要件を満たし、かつ、以下のいずれかの要件を満たすもの。
 - ① 独立行政法人福祉医療機構に対して補助財産を担保に供する場合
 - ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して補助財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)
- (5) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(以下「ハード交付金」という。)について
 - ① ハード交付金(先進的事業支援特例交付金のうち施設内保育施設整備事業

及び緊急ショートステイ整備事業に限る。)の交付を受けて老人福祉施設等の補助施設等を転用する場合

② ハード交付金の交付を受けて整備した夜間対応型訪問介護事業所を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に転用する場合

③ ハード交付金の交付を受けて整備した定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を夜間対応型訪問介護事業所に転用する場合

④ ハード交付金の交付を受けて整備した小規模多機能型居宅介護事業所を複合型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業を含む組み合わせのものに限る。以下⑤において同じ。)に転用する場合

⑤ ハード交付金の交付を受けて整備した複合型サービス事業所を小規模多機能型居宅介護事業所に転用する場合

(6) 地域介護・福祉空間整備推進交付金(以下「ソフト交付金」という。)について

① ソフト交付金の交付を受けて整備した夜間対応型訪問介護事業の実施のために必要な設備等を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施のために必要な設備等に転用する場合

② ソフト交付金の交付を受けて整備した定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施のために必要な設備等を夜間対応型訪問介護事業の実施のために必要な設備等に転用する場合

(7) 保健衛生施設等施設整備費国庫補助金の補助を受けて整備した訪問看護ステーションを定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び複合型サービス事業所(訪問看護事業を含む組み合わせのものに限る。)に転用する場合

(8) 地域自主戦略交付金(地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業)(先進的事業整備計画に基づき整備した施設内保育施設整備事業及び緊急ショートステイ整備事業に限る。)の交付を受けて老人福祉施設等の補助施設等を転用する場合

※ 補助施設等

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金並びに保健衛生施設等施設整備費及び保健衛生施設等設備整備費国庫補助金の補助事業により取得した老人福祉施設等(特別養護老人ホーム、養護老

人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、認知症高齢者グループホーム、在宅複合型施設、老人保健施設等)並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により取得した施設等

2 社会福祉施設等施設整備資金貸付金及び保健衛生施設等施設整備資金貸付金により取得した財産の処分

社会福祉施設等施設整備資金貸付金及び保健衛生施設等施設整備資金貸付金(以下「貸付金」という。)の貸付けを受けて取得した老人福祉施設等の財産の処分を行う場合、補助金等と同様の取扱いとする必要があることから、当該承認基準の特例を準用するものとする。

ただし、貸付金により取得した財産の処分に係る事務については、地方厚生(支)局長に委任されていないので留意すること。